

# 一般社団法人 ロシア NIS 貿易会

## 平成 24 年度事業計画書

※平成 24 年 3 月 21 日開催平成 23 年度第 2 回理事会にて承認、平成 24 年 5 月 21 日開催平成 24 年度第 2 回理事会にて一部変更承認

### I. 情報サービス・ビジネス交流事業

#### 1. 資料・刊行物等の作成、配布

- ・定期刊行物として、「ロシアNIS調査月報」、「ロシアNIS経済速報」(旬報)を刊行、配布する。
- ・「Moscow Business News」による情報の提供を行う。
- ・「ROTOBOホームページ」、「日露貿易投資促進機構ホームページ」、「日本と中央アジア各国の間の投資環境整備ネットワークホームページ」といったウェブサイト、「CEEDS」他データベースによる情報提供を行う。(Ⅲ. 国庫補助事業: 参照)
- ・その他、適宜、資料の作成、配布ならびにレファレンス・サービスを行う。

#### 2. ミッションの派遣

会員のニーズに合うテーマ、訪問先等を選んで適宜派遣する。

#### 3. ミッションの受入

ロシア等相手国の要請に応じて、適宜受け入れる。

#### 4. 講演会・シンポジウム・セミナー等の開催

会員を対象としたROTOBOメンバーズ・ブリーフおよび一般向けの講演会等を適宜開催する。

#### 5. 見本市関連事業

平成 24 年から平成 25 年に関係諸国で開催される各種見本市についての情報を収集し、会員に提供する。また、参加勧誘および必要な協力を行う。

#### 6. ロシア語研修事業

サンクトペテルブルグ大学でのロシア語留学を斡旋する。

#### 7. 日露貿易投資促進機構関連事業

- ・「日露貿易投資促進機構」事務局業務を担当し、日本とロシアとのビジネス促進に係わる事業を実施する。(Ⅲ. 国庫補助事業: 参照)
- ・「第 5 回日露投資フォーラム」の開催(平成 24 年 6 月予定、タタールスタン共和国カザン)

市、主催：経済産業省、ロシア連邦経済発展省、日露貿易投資促進機構、タタールスタン共和国、後援：ROTOBO 他)

## II. 受託調査等事業

平成 24 年度も引き続き各種テーマによる受託調査事業等の受注に努める。

## III. 国庫補助事業

国庫からの補助金を得て下記の事業を実施する。

### ロシア地域貿易投資促進事業費補助事業（海外市場調査等事業）

#### 1. 情報収集・提供事業

##### (1) ビジネス基礎情報整備

日ロの企業情報、貿易投資関連基礎情報およびビジネス関連情報の収集を行い、適宜更新を行いながら、データベースを構築し、情報を提供する。

##### (2) ビジネス詳細情報収集提供

###### ①ロシア新規市場開拓可能性調査（1 チーム）

日本企業の事業展開、日本製品の市場拡大を見越した地域、市場動向を調査するために、専門家を派遣し、市場開拓の方策を調査する。

###### ②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査（1 チーム）

ロシアへのビジネス展開にあたっては、通関、税制をはじめとした制度面での不透明性が高く、ビジネス上の障害となっている。その実態調査を主に、改善方策を調査する。

#### 2. ビジネスマッチング、コンサルティング事業

##### (1) セミナー開催事業

対ロシアビジネス関連で日本企業の関心のある分野、あるいは有望な分野を選定し、ロシアおよび日本で貿易投資セミナーを開催し、企業交流、商談機会を提供する。

###### ①ロシア開催（5回）、②日本開催（2回）

##### (2) ビジネス・マッチング推進事業

###### ①派遣型ビジネス・マッチング事業（4 チーム）

日本の新規市場開拓につながる可能性の高いロシアの地域、分野にビジネスチャンスを求める日本企業からなるミッションの派遣に際し、ビジネスマッチングの機会を設定するほか、当該地域や分野に詳しい日本人専門家を同行させ、日露双方の企業に対して、対日・対露ビジネスに関する助言を行い、貿易取引・投資案件の成就を支援する。

## ②受入型ビジネス・マッチング事業（2チーム）

日本の産業機械・設備、食品等のロシアへの輸出拡大を図るため、ロシアにおいて開発事業を行っているロシア企業の幹部、設備・機材の輸入商社、食品バイヤーなどを日本に招き、日本で開催される展示会の視察、商談会の開催、企業訪問を通して、日本企業とのビジネスマッチングを図る。

### 3. 機構関連業務実施円滑化事業

「日露貿易投資促進機構」事務局業務の円滑な実施のためには、事前の準備としてロシア国内の対象地域、対象企業等の選定、事業の実施方法等について、ロシア連邦政府、地方行政政府との間で頻繁な折衝、調整等が不可欠である。このため、モスクワ事務所の機能を活用する。

### 4. 極東・東シベリア等ビジネス案件事業化推進事業

#### (1) ビジネス案件評価事業

#### (2) 事業化推進事業

2009年（平成21年）5月にロシア側より提供されたプロジェクトリストおよび「2013年までの極東・ザバイカル社会経済発展プログラム」で規定されるプロジェクト等をもとに、日本企業の参加・協力の可能性のある具体的なプロジェクトを発掘し、案件形成に向けた調査を行う。調査により得られた情報をもとに、日本の民間企業関係者による評価と有望案件の選定、さらにはロシア側事業関係者による有望案件に関する日本企業向けプレゼンテーションの開催を実施し、日本企業が参加・協力可能な案件を具体的に提言する。

### 中央アジア地域等貿易投資促進事業費補助事業（政府開発援助海外市場調査等事業）

#### 1. 中央アジア投資環境整備・ビジネス振興事業

##### (1) 「投資環境整備 WG」：設立準備・運営円滑化事業

##### (2) ビジネス情報収集・提供事業

##### (3) 中央アジアビジネス・フォーラム開催、企業間交流促進事業

##### (4) 中央アジア等産業育成ビジネスマッチング事業

投資環境整備のための機関として中央アジア各国との間に順次「投資環境整備 WG」の設立を準備する。設立後は、事務局定期協議、ウェブサイト等を通じた情報提供、ビジネスフォーラムの開催等を通じ、情報交換・人的交流・相互理解の強化、ビジネス振興のための活動を行う。また、中央アジア等地域と日本企業との間のビジネスマッチングを現地ならびに日本で実施、貿易・投資の促進を図る。

## IV. 石油特別会計補助事業

石油特別会計からの補助金を得て下記の事業を実施する。

### (産油国等連携強化促進事業)

#### 1) ロシア等投資促進事業

##### 1. 対ロシアビジネス交流支援事業

###### (1) ロシア技術市場・技術投資環境調査

脆弱な部門もあるロシアの石油ガス産業ならびにそのサポーターインダストリーへの投資可能性を調査することにより、日本とのビジネスマッチングを追求し、また、間接的にロシアの石油ガス産業を支援することにより、ロシアの石油ガス産業への日本企業の参入可能性を拡大することを目的とする。

###### (2) 日露石油・環境技術情報提供・交流促進事業

###### ①技術交流セミナー（日本開催）

ロシアより石油ガス・省エネルギー関連技術、あるいは石油・ガスのサポーター・インダストリー関連技術の専門家・技術者からなる代表団を受け入れ、日本においてセミナーを開催する。日本の関係者との情報交換・交流促進を図るとともに、ロシア側の技術および石油ガス資源、関連インフラの整備状況を日本に紹介する資料を作成する。

###### ②技術交流代表団派遣事業

日本人の関連技術者・学識経験者等からなる代表団をロシアに派遣する。現地の関連企業・技術者・専門家等と情報交換・交流促進を図るとともに、主に日本側の先進的技術をロシアに紹介する資料を作成する。

また、産油国石油精製技術等対策事業に対し、「中央アジア・コーカサス産油国環境対応技術等提案事業」のテーマで応募する予定。

## V. JKA 補助事業

(財)JKA からの補助金を得て下記の事業を実施する。

#### 1. 国際交流の推進活動

##### (1) ロシアおよび CIS 諸国での自転車文化および自転車競技の普及事業

ロシア・CIS 諸国での自転車文化および自転車競技の普及を図るため、ロシア・CIS 諸国において、普及の実態を調査し、それに対応したプレゼンテーションを開催し、同地域の明日を担う世代との交流を促進し、もって公益の増進に寄与する。

## (2) 中堅・中小企業のためのセミナー、プレゼンテーションの実施

東日本の太平洋岸地域の中堅・中小企業の新規事業展開の一環としてロシアとの事業展望を伝えるセミナー等を開催するとともに、企業およびプロジェクトに対して、ロシア・CIS諸国のプレゼンテーションを支援し、もって公益の増進に寄与する。

## VI. 二国間経済委員会事務局業務の運営

下記の二国間経済委員会の事務局業務を運営することにより、当該諸国と日本との間のビジネスの促進および民間経済外交に資する行事の実施、情報の収集および会員への提供等の業務に従事する。

- ・日本カザフスタン経済委員会
- ・日本ウズベキスタン経済委員会
- ・日本トルクメニスタン経済委員会
- ・日本アゼルバイジャン経済委員会
- ・日本グルジア経済委員会（休会）
- ・日本モンゴル経済委員会

## VII. 会議の開催

- ・平成 24 年度総会を開催する。
- ・理事会を適宜開催する。
- ・理事会の下に設置された企画委員会を適宜開催する。